

4 公益財団法人東日本不動産流通機構 倫理規程

(理 念)

第1条 会員は、取引の関係者に対し信義を旨とし、誠実にその業務を行い不動産流通業務における倫理の高揚に努め、公正な取引を推進し、もって依頼者の利益保護に寄与しなければならない。

(業法等の遵守)

第2条 会員は、宅地建物取引業法その他の関連法令及び公益財団法人東日本不動産流通機構（以下「機構」という。）の諸規程等を遵守しなければならない。

(積極的参加義務)

第3条 会員は、機構設立の趣意を理解し、機構の行う事業に積極的に参加しその利用の促進を図らなければならない。

(公正な取引)

第4条 会員は、みだりに他の会員を非難し、また他の会員の営業活動を妨げる行為をしてはならない。

(専門的知識の取得)

第5条 会員は、不動産取引の専門家として必要な金融、税務、取引実務等についての幅広い知識の習得に努めなければならない。

(秘密を守る義務)

第6条 会員及びその従業者は、業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(誠実と協力義務)

第7条 会員は、取引にあたっては誠実に取引の履行に努めなければならない。なお、紛争が生じた場合は、機構の指導のもとに誠意をもって解決に努めなければならない。

(損害の補償)

第8条 会員は、機構の諸規程等の違反行為によって他の会員又は取引関係者に損害を与えた場合は、速やかにその損害の補填に努めなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第9条 会員は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営を実質的に支配している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するとともに、反社会的勢力との関係遮断の徹底に努めなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から適用する。
- 2 この規程の一部を変更し、平成25年10月1日から施行する。